

－ 令和3年(2021年)7月1日から －

全国の指定小児慢性特定疾病医療機関で受給者証が使用できます。

(病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション)

●受給者証に記載する指定医療機関名称を、「各都道府県または政令指定都市の指定する小児慢性指定医療機関」に統一します。

●これに伴い、令和3年7月1日以降は、指定医療機関の追加申請は「不要」です。

(令和3年6月30日までに医療機関を受診する分については、これまで同様追加申請が必要です。)

### ※注意点※

- ① 受給者証の利用方法は、これまでと変更ありません。  
※氏名・住所・保険証等の変更がある場合は、これまでと同様に変更手続きが必要です。
- ② これまでと同様に、指定医療機関以外の医療機関では、医療費助成の対象になりません。  
※あらかじめ都道府県知事等に指定された「指定小児慢性特定疾病医療機関」が行う医療に限り、小児慢性特定疾病患者の医療費助成の対象となります。
- ③ 指定医療機関であっても、受給者証に記載された疾病に関係ない治療等は医療費助成の対象となりません。
- ④ 現在お持ちの受給者証でも、熊本県内をはじめ、全国の都道府県、政令指定都市又は中核市の指定医療機関であれば受給者証を使用でき、医療費の助成を受けることができます。  
※更新手続き後に交付する受給者証(10月頃発送)から、上記のとおり記載を統一しものに切り替えを行います。それまでは、現在の受給者証をそのままご使用ください。
- ⑤ 熊本県以外が発行する受給者証については、各都道府県又は政令指定都市によって取り扱いが異なります。熊本県外に転居される際は、ご注意ください。

### 指定医療機関の確認方法

- 各医療機関へ問い合わせる
- 各自治体のホームページで確認する  
※各医療機関が所在する都道府県または政令指定都市のホームページ

(お問い合わせ先) 熊本県子ども未来課 TEL 096-333-2209